

## 令和8年度茨木市観光プロモーション事業業務委託仕様書

### 1 業務の名称

令和8年度茨木市観光プロモーション事業業務委託

### 2 業務の目的と背景

#### 【背景】

本市の主要観光施設であるダムパークいばきたでは、令和7年3月に長さ日本一の歩行者専用吊り橋「GODA BRIDGE」が完成した。この訴求力の高い観光資源を活かした観光プロモーションを戦略的に展開し、地域活性化につなげていく必要があるが、依然、本市の観光地としての認知度は低い状況にある。さらなる観光誘客や認知度向上を図るには、ダムパークいばきたをはじめとした本市の観光の魅力を的確にターゲットに届ける、さまざまな観光関係事業者と連携した一体的な観光プロモーションが効果的であり、そのためには、プロモーションを展開するためのベースとなるキービジュアルやキャッチコピー等が必要である。

#### 【事業の目的】

本業務は、ダムパークいばきたを核とし、市北部地域の多様な観光資源（歴史、自然、農業施設等）を効果的に織り交ぜ、さまざまな観光関係事業者と連携した一体的な観光プロモーションを展開することで、本市の観光地としての認知度やブランド力の向上、交流人口の増加につなげることを目的とする。

特に、親近感のあるタレントやインフルエンサーを起用することで、コンテンツやプロモーションイベントを連動させることにより、ターゲットである関西圏のファミリー層や若年層の認知度及び好感度を高め、本市への観光来訪者の実数増加とリピーターの確保を図る。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 履行場所

市の指定する場所

### 5 予算額

11,440,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 6 主なターゲット

近隣市の住民や市民、関西圏（主に大阪府内、兵庫県南東部、京都市内等）に居住するファミリー層や若年層

### 7 業務の内容

受託者は、以下の業務でキービジュアル等を用いて、一体的に企画・実施すること。

#### (1) プロモーション戦略の策定

- ①本市の主要観光施設（ダムパークいばきた）をメインとしたストーリー性のあるコンセプト立案。

- ②ターゲットが「今度の休み、茨木に行こう」と思えるような、具体的な来訪動機を形成する戦略の構築。
- ③成果指標の設定。

## (2) 広報物、イベントに係る出演タレント・著名人の起用

- ①ファミリー層・若年層に支持され、かつ関西圏での認知度が高いタレントまたはインフルエンサーを選定し、下記に記載する(3)クリエイティブ制作と(4)プロモーションイベントの実施等に起用すること。
- ②契約交渉、出演料、撮影・イベント出演に伴う諸経費、肖像権管理。
- ③肖像利用範囲：本業務で制作した動画や静止画等について、WEBサイト、SNS、市広報媒体、サイネージ等で、契約終了後も無償で使用できるものとする。

## (3) クリエイティブ制作

ダムパークいばきたをはじめとした本市北部地域にある観光資源の認知度及びブランド力の向上を図り、さまざまな観光事業者と連携した一体的な観光プロモーションにつながるようなコンテンツを制作する。

- ①キービジュアル・キャッチコピー等（プロモーションを観光関係事業者と一体的に進められるよう、市や市が指定したダムパークいばきたの関係事業者等が参加するワークショップ等を必要な回数実施した上で、決定すること）
- ②広報物（動画や静止画等、契約金額の範囲内でよりコンセプトに沿った効果的な媒体を用いた広報物を提案すること。その際、英語とその他1言語に翻訳した形式も制作し、ネイティブチェックを実施すること。また、企画立案、デザイン、撮影、取材、原稿作成、レイアウト、編集、校正など広報物の制作に必要なすべての作業を実施すること）

## (4) プロモーションイベントの実施（1回以上）

- ①ダムパークいばきたをはじめとした本市北部地域にある観光資源の認知度及びブランド力の向上、交流人口の創出、リピーターの獲得等につながるプロモーションイベントを企画実施する。開催場所・内容等については、契約金額の範囲内で、効果的な提案をすること。
- ②以下の項目に留意し、プロモーションイベントを開催するものとする。
  - (ア) 費用対効果等を十分に考慮し、それぞれの観光プロモーションを行う場所に合ったPR手法を取り入れること。
  - (イ) 企画実施にあたり、観光関係事業者と連携して、本市北部地域の観光の魅力をより強くPRできるよう相乗効果が図れる内容とすること。
  - (ウ) イベントをより多くの方に周知するため、ホームページ、SNS、チラシ、動画等を活用して、効果的に情報発信を行うこと。

## (5) その他の独自提案

提案者は、長さ日本一の歩行者専用吊り橋「GODA BRIDGE」の訴求力の高さを活かした、来訪促進や交流人口の創出につながる独自の取組を企画し、1案以上提案すること（独自提案についても契約金額に含む）。

## (6) 効果検証

- ①令和8年度末までに(1)～(5)の業務における効果検証や(1)～③で設定した成果指標の達成度測定を行うこと。
- ②①の検証・測定方法については、契約締結後、本市と協議の上決定する。

## 8 成果品

- 業務実施計画書
- 制作コンテンツデータ一式（動画・静止画等）
- イベント実施・運営報告書
- 業務完了報告書

## 9 権利の帰属

- (1)受託者は本市に対し、この契約に基づき、作成した動画、レイアウトデザイン、イラスト、ロゴ、文書及び図書等に関する全ての著作権（著作権法第27条、同第28条に定める権利を含む。）を譲渡し、本市はこれを譲受するものとする。ただし、受託者が作成した納品物に使用されるイラスト、写真、キャラクター等の素材の著作権であって第三者が有するもの、又は受託者が本業務を受託する以前から有していたものは、この限りではない。
- (2)受託者は本著作物に関し、本市又は本市から本著作物の譲渡を受けた第三者に対して著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。ただし、受託者が本業務を受託する以前から有していた著作物については、この限りではない。

## 10 業務の進め方

- (1)具体的な内容については、契約締結後、本市及び観光関係事業者と協議のうえ、決定する。本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、本市等と協議しながら作業を進めること。
- (2)本市による原案の確認及び校正を受けること。受託者は、本市による原案の内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。

## 11 その他

- (1)業務遂行にあたっては、本市と緊密に連携し、各工程で承認を得ること。
- (2)制作にあたっては、景品表示法、著作権法、個人情報保護法等の関連法規を遵守すること。
- (3)受託者は本業務への従事者を事前に本市へ報告し、承諾を得ること。
- (4)受託者は、本市との業務に関する会議後は、速やかに会議録をとりまとめ報告すること。
- (5)受託者は、業務の履行にあたり、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに本市へ報告し、指示を仰ぐこと。
- (6)業務の履行にあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費については、受託者が負担するものとする。

- (7) 受託者は本業務の履行にあたって制作した制作物の電子データを実績報告と同時に記憶媒体を用いて本市へ提出すること。
- (8) 受託者は、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議すること。
- (9) 受託事業者及び業務従事者は、個人情報等の保護すべき情報の取扱いに万全の対策を講じることとし、本業務で知り得た個人情報や実行委員会の事務に関する機密事項等を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。